

上妙典・田尻における区域区分、用途地域および市街化調整区域の建築形態規制の変更のお知らせ

このことについて、縁辺部における区域区分の見直しに伴い、次の通り都市計画および建築形態規制の変更をしましたので、お知らせいたします。

■変更した都市計画等の種類および名称

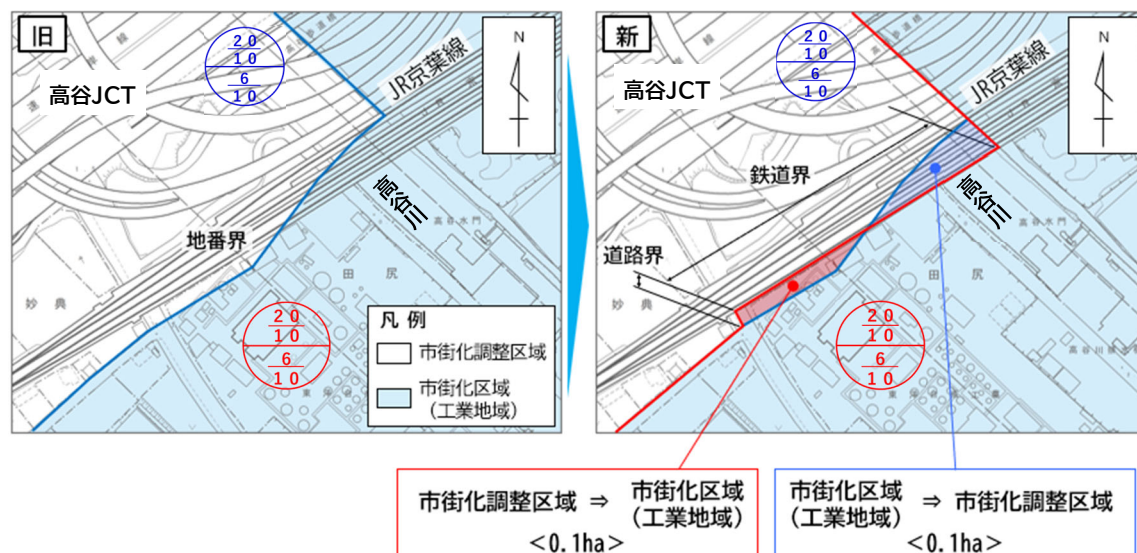
種類：市川都市計画区域区分<変更>

市川都市計画用途地域<変更>

用途地域の指定のない区域内（市街化調整区域）の建築形態規制<変更>

■変更した土地の区域

市川市上妙典及び田尻の各一部の区域



■変更の概要

(1) 区域区分、用途地域の変更

線引き当時から相当年が経過している区域区分の境界について、全体点検実施後、見直しが必要と判断された上妙典及び田尻の各一部について、JR京葉線及び道路中心を境に区域区分を変更しました。

また、区域区分で市街化区域に編入される箇所の用途地域について、周辺の用途地域と整合する工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）に変更しました。

(2) 用途地域の指定のない区域内（市街化調整区域）の建築形態規制の変更

区域区分、用途地域の変更に伴い、新たに市街化調整区域となる部分について、周辺地域と整合する建築形態規制（建ぺい率 60%、容積率 200%）を変更しました。

■決定告示日

令和 8 年 9 月 29 日